

公立大学法人新見公立短期大学年度計画

・大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

1) 教育内容

(1) 教養教育

教育課程

- a ガイダンス実施時に履修指導を行なうとともに、学科別にそれぞれの教員が履修への動機づけを行なう。
- b 教養教育を充実させるために、シラバスの精査を実施する。
- c 理論的思考能力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、チャレンジ精神等を養成するための教育を検討する。

外国語教育

- a 教養教育委員会を中心に、より有効な外国語教育を実現するため、現状と課題、その改善策についての調査・検討を推進する。
- b 英語多読教材を学生に提示し、英語が自然に身につく学習方法の推進を図る。
- c 国際的視野を持った人材を育成するため、海外短期研修等の推進に努める。

情報教育

- a 情報処理の入門教育を充実させるため、情報教育に関する現在の問題を洗い出し、改善策を検討する。
- b 特に看護学科においては、選定された現代G P（電子カルテ教育システムによる看護基礎教育）の活用を図る。
- c 講義室のネットワーク整備等学内情報システムの充実を図るため、次期コンピュータシステムについて検討を進めていく。

実施体制

- a 教養教育委員会において、検討すべき課題を抽出し、改善策を探っていく。
- b 教養教育委員会において、今後の教養教育の実施体制について検討を進める。

(2) 専門教育

看護学科

- a 学生が充実感と達成感を得て学習が継続できるよう、学生の潜在能力を引き出し、サポートできる指導を行なう。
- b 学生が、看護専門職への魅力を感じる講義や実習となるよう、日々の教育を評価分析し、改善を行なう。
- c 臨床実習施設との連携を強化して臨床実習での学習効果と学習環境を充実させる。
- d 平成21年度からの新カリキュラムに基づき、更に教育効果を高めていく。

- e 平成18年度現代GPは、平成20年度で国の補助期間が終了したが、当事業で培った地域貢献と地域の教育力を活かした活動を継続し、さらに教育効果の評価を行なう。また、補助期間終了年度となる平成19年度特色GPの「看護研究」科目を充実させる。

平成19年度現代GPの電子カルテ教育システムの基盤づくりを行なう。

幼児教育学科

- a 「教職総合セミナー」「総合研究」の授業と、各専門科目を有機的に結びつけることで、保育に対する研究意欲を養い、その方法を習得させる。
- b 幼稚園、保育所等、各施設との連携を強化するとともに、平成18年度特色GPならびに教員養成GPの成果に基づき、引き続き、きめ細かい指導体制を確立することで、実習の学習環境を充実させる。
- c 平成16年度に採択された文部科学省特色GP事業「地域と創るにいみこどもフェスタ」の成果を踏まえ、継続的に実施することによって、表現力や指導力など保育者としての資質を養う。
- d 学術交流センター内に開設した新見公立短期大学子育て支援センターでの取り組みを授業にフィードバックすることによって、地域社会の保育環境向上に貢献できる保育者としての力量を育む。

地域福祉学科

- a 高齢者・障害者への実習を通し、学習成果を自己評価できる力を習得させるよう努める。
- b 地域社会における介護福祉の実践的取り組みを体験させ、介護福祉の役割を考えさせる。
- c 実習指導者と連携を深め、介護実習の更なる充実と実習環境の改善に努める。
- d 新カリキュラムに基づき、新たな介護福祉士資格制度に対応するために、検討委員会を設置して検討を進めていく。
- e 介護および介護に必要な福祉や文化の本質を理解する能力を養うために、地域福祉研究の更なる充実を図る。
- f 平成20年度に選定された教育GPにより、生活文化を視点にした介護福祉士養成教育を推進していく。

地域看護学専攻科

- a 看護専門職に求められる倫理観を育み、基礎的知識と技術を統合することにより、判断力と応用力及び対象の健康ニーズに応えることのできる実践能力を身につける。
- b 臨地実習施設との連携を強化して、学習環境の充実を図り、健康問題を協働して解決するためのコーディネート能力を身につける。
- c 地域の実状に応じた社会資源を積極的に活用し地域住民を側面的に支援できる

能力を身につける。

- d 地域のあらゆる健康問題を疫学的視点に基づいて調査研究などを行ない健康課題を解消できるよう地域に還元するとともに、自らの研究的態度の向上を図る。

2) 教育の実施体制

(1) 教育組織の整備

- a 教育の実施体制に関しては、教育研究審議会で学長のリーダーシップのもと、全学的視点で検討する。
- b 平成22年度から看護学科が4年制大学へ移行する予定であるので、看護学科を始め各学科においても教育実施体制のあり方を検討する。
- c 適切な教育を実施するために、全学的な視野に立った弾力的な教員組織を検討する。

(2) 教育の質の改善及び向上

- a シラバスについて内容及び学生の利用方法の問題点を整理し、改善を検討する。
- b FD委員会において、各学科の既存の授業運営上の工夫、授業方法に関する各教員のノウハウを集約する。また、各学科において、学生の自発性や積極性を引き出すための方策を、学科の特性を踏まえて検討する。
- c 学生による授業評価、卒業生・修了生に対する満足度アンケートを実施し、FD活動の成果の把握に努める。また、FD委員会が中心となり、学生による授業評価の結果に対して各教員が改善計画等を提出する制度の充実を図る。

(3) 教育評価システムの確立

- a 実習施設ごとにグループを編成し、教員は施設の実習指導者とともに指導・助言や対象者・利用者のカンファレンスを実施し、実践能力を判定する。
- b シラバスに授業の「評価方法」を明記して学年当初及びガイダンス実施時に履修指導を行うとともに、評価方法を周知する。
- c 成績評価基準と学習到達目標を一層明確化し、適正な成績評価を整備検討する。
- d 授業評価の見直しを行ない、評価の在り方や実施方法等について問題点を整理する。

(4) 教育環境の整備及び充実

- a 各学科、各委員会等において、必要な教室、備品、機材の整備・更新の必要性を検討する。
- b 幅広い教養を身につけさせるため、教育図書の実質を図る。
- c 図書・雑誌の情報検索システム・データベースを効果的に利用するための情報検索方法を整備する。
- d 学習室等の具体的な整備計画を作成する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

1) 研究内容

(1) 研究活動の充実

- a 教育研究審議会において、研究活動計画書の作成・提案及び結果報告を行なう制度の整備を図る。
- b 各学科において、研究状況を把握・整理するとともに、学科の特性に応じて、地域及び社会に貢献できる研究領域を検討する。
- c 4年制大学化に向けて、科学研究費等に積極的に申請し、研究業績を蓄積するとともに、研究の充実を図る。

(2) 成果の社会への還元

- a 紀要編集委員会において、各教員の研究成果を本学の紀要に掲載する。
- b 年報委員会において、各教員の教育研究活動及び社会活動などの実績を年報に掲載する。
- c 公開講座、教員派遣講座（出前講座）、研究成果報告会を開催する。

2) 研究の実施体制

(1) 実施体制

- a 大学の研究費を競争的に配分する。具体的には、地域的に重要性の高いテーマであるプロジェクト研究、複数の教員による先進的な共同研究、若手研究者を支援する奨励的研究などに対して、研究の計画性や研究成果に基づいて資金を配分する。
- b これまでに行われた連携や共同研究の内容と成果を取りまとめ、全学的な基礎資料を作成する。また、共同研究を今後どのように進めていくか、教育研究審議会等において検討する。
- c 教育研究審議会等において、教員と補助職員の配置状況に関する現在の問題点を整理する。また、その改善策を検討する。
- d 教育研究審議会において、研究設備・備品等の研究環境に関する現在の問題点を整理する。また、その改善策を検討する。
- e 全教員を対象とした「科学研究費補助金」申請に関する講習会を開催し、科学研究費等の申請を積極的に行うよう努める。

(2) 研究の質の向上

- a 評価委員会において、研究成果の自己点検・評価についての検討を行なうため他大学の事例を調査する。
- b 研究活動に対する評価は、各教員の研究活動の向上のために活用する。

3 学生の確保及び支援に関する目標を達成するための措置

1) 優秀な学生の確保

(1) 学生の確保の基本方針

- a 各学科の具体的な入学者受入方針は、大学案内、ホームページ等に公表し周知を

図る。

- b 教育研究審議会において、学費の減免制度や奨学金制度について、他大学の事例を調査する。
- c 入試委員会において、4年制大学入試制度の研究も含め、現在の入試制度の問題点を把握する。

(2) 入試改革の実施

- a 入学生の成績追跡調査やアンケート調査等を実施して、入学試験制度の成果を検証し、必要があれば見直しを行なう。
- b 効果的な選抜方法を実現するため、応募者・受験者・合格者の情報分析を行なう。
- c 入試委員会において、入試日程・入試科目・入試方法などの検討を行ない、より多くの受験生を確保するための選抜方法を検討する。
- d 入試委員会において、厳正で円滑な運営を行なうための入試実施体制の強化を図る。
- e 入試委員会において、募集要項の記述をよりわかりやすく改訂する。また、大学ホームページの入試情報に関する内容の充実を図る。

(3) 大学の広報

- a より充実した広報活動を行なうための組織・体制を整備する。
- b 本学の特色や魅力をわかりやすく伝えるため、大学案内、広報ポスター・広報誌及びホームページの内容の充実に努めるとともに、高校や関係機関へ幅広く配信する。
- c 高校生の進学・就職動向などを探るとともに、本学の広報宣伝のために、県内外の高校を対象に、高校訪問を実施する。
- d オープンキャンパスでは、入学試験、各学科の入学者受入方針、教育内容、就職・進学などに関する、より明確な情報を提供する。

(4) 高校との連携

高校訪問の時期や内容を検討し全学的な組織体制のもとに高校訪問を実施する。

2) 学生への支援

(1) 学習支援

- a 教務委員会において、専任教員全員による学習支援業務と、各学科における担任業務を調整し、全学的な支援体制を整備する。
- b 学生の出席及び成績等の状況を的確に把握する体制を整備する。
- c オフィスアワーについては、本学ホームページの学内専用ページに掲載するとともに、各学科において学生への周知を徹底する。
- d 補習や個別指導の充実を図り、自習室を確保する。
- e 国家試験対策の補習や模擬試験の実施を行ない、学生の学力を向上させる。

(2) 生活支援

- a 学生からの健康相談、メンタルケアに関する相談に適切に対応する体制を充実させるために、保健師・相談員と担任教員との連携を強める体制等について保健委員会において協議し、充実させる。
- b 新入生のオリエンテーションにおいて、交通安全やセクシュアルハラスメント等に対する教育・予防対策について指導し周知を図る。
- c 学友会と大学当局との定期的な対話の場を設けるとともに、学友会の運営を支援していく。また、学生の自主的活動に関する情報提供や情報告知のより有効な方法を検討する。サークル活動については、顧問教員の明確化や支援の仕組みを検討する。
- d 授業料免除、奨学金制度の充実を図り、経済的事情により修学困難な学生に対する支援を行なう。
- e 専門家による講演会を開催し、裁判員制度・問題商法・防犯等に関する知識を周知する。

(3) 進路支援

- a 入学当初から、進路相談等を実施し、早くから学生の進路意識を高めていく。また、進路相談、就職指導や進学指導、資格取得支援、各種試験対策、情報提供等について問題点を洗い出し、今後の改善策を検討する。
- b マナーガイダンスなどの就職支援を行ない、就職希望者の就職率 100%を目指す。
- c 学生の就職活動に役立つよう、求人情報等を把握しやすい学内 LAN を活用した就職支援システムの改善を検討する。
- d 本学卒業生に、就職求人情報等の提供や就職アドバイス等を依頼し、在学生の進路支援に役立てる。
- e 進学を希望する学生に対し、進学支援を行なう。

4 地域社会との連携及び貢献に関する目標を達成するための措置

1) 地域との連携及び貢献

(1) 教育研究成果の地域還元

- a 市民を対象とした「家庭での看護」、「家庭での介護」、「子育て支援」等の公開講座等を開催する。
- b 地域の現職の看護、介護及び幼児教育従事者の知識や技術の向上のためのスキルアップ講座を実施する。

(2) 地域との連携推進

- a 新見市の各種審議会・委員会に積極的に参画し、政策立案等に貢献する。
- b 新見市と連携をとり、表現発表会を地域子どもたちに向けて発信する。また、本学教員と学生が地域住民の健康・生活相談の助言・指導等を行なうなどの推進を図る。

- c 融合性、多様性及び相乗性を大切にして、地域の産官学と連携を図り、課題解決に努める。
- d 学生の自主的活動に対する後援会の支援が適切かつ円滑に行なわれるように連絡調整を行なう。
- e 同窓会支部を組織し、卒業生と在学生の交流を促進する。

(3) 教育機関との連携推進

- a 他大学及び短大との教育研究の連携についての検討を行なう。
- b 小・中・高等学校からの教育実践上の相談や教員の派遣等の要請に的確に応える体制を整備する。
- c 幼稚園、保育所、小学校を対象とした地域交流教室の企画を検討する。

2) 国際交流及び国際貢献の推進

- a 希望者を対象に実施しているオーストラリア及びアメリカへの海外研修制度の充実を図る。
- b 開発途上国での国際貢献活動の実際を、カンボジア会活動などを通じて学ぶ機会をつくる。

・業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の目標を達成するための措置

1) 運営体制の強化

- a 常勤理事（学内理事）は、教育研究、社会貢献、業務運営の各分野を担当し、事務局長、学生部長の重要な職を兼務するとともに、理事長の大学運営を補佐する。
- b 非常勤理事及び経営審議会の学外委員についても、担当分野を設定し大学と社会とのパイプ役を担うものとする。
- c 中期計画、年度計画の策定により取り組み方針を明確にするとともに全教職員に明示し、全学的運営を行なう。
- d 理事会、経営審議会、教育研究審議会及び教授会については、定款や学則に定められたそれぞれの役割を十分に発揮するとともに、相互の連絡を図る。
- e 学内専門委員会を再編し、運営の効率化を図るとともに、教員と事務職員が一体となって運営できる体制を整備する。

2) 学内資源の効果的配分

- a 理事会で中期目標達成に向け、予算及び人員の配置について重点分野を考慮して行なえるよう、理事長の裁量枠を設定する。
- b 予算執行にあたって、重点領域に集中的な配分を可能とする「理事長裁量枠」を創設する。

3) 学外有識者の登用

学外の有識者や専門家を経営、教育研究、社会貢献分野から理事、経営審議会委員

に登用し、経営のノウハウや教育研究上の専門的知見を大学運営に活かす。

2 人事の適正化の目標を達成するための措置

1) 人事制度

- a 全教員に対する裁量労働制により、弾力的な勤務による職務の効果的、効率的な執行を確保する。
- b 職員兼業規程に基づき、教員の積極的な学外活動を支援する。
- c 学外研修制度や任期制等について、他大学の状況を調査する。

2) 評価制度

- a 評価項目、評価基準、評価手法などについて、他大学等の調査を行ない、教員の意識、意欲及び能力の向上に資する教員業績評価制度の導入を検討する。
- b 事務職員に対する評価制度について、他大学等の状況を調査する。

3) 人材の確保

- a 目標期間における職員定数、職員の適正配置、その他多様な人材確保等に関する基本計画を策定する。
- b 教職員の採用にあたっては、公募制とし、性別、国籍等にとらわれない能力本位の選考を行なう。

・財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 事務等の効率化及び経費の抑制に関する目標を達成するための措置

1) 業務運営の効率化

- a 効率的な大学運営を図るため、常に事務局組織の構成を検討し、対応していく。
- b 一括発注や複数年度契約等を導入し、経費削減に努める。

2) 事務の合理化等

- a 事務の整理統合や決裁手続、各種様式や申請、届出、許可等に係る手続の効率化を進めていく。
- b 学内LANを利用した情報の共有化及び事務の効率化を推進する。

3) 職員の意識改革

- a 光熱水費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等の管理的経費については、削減対策を定めて、教職員に周知徹底を行ない経費の抑制に努める。
- b 事務の効率化を図るため、外部委託等の導入を検討する。

2 外部資金及びその他自己収入の獲得に関する目標を達成するための措置

1) 外部資金の獲得

- a 各学科、各教員において、科学研究費等の申請を積極的に行なう。
- b 科学研究費等の申請、採択状況を調査するとともに、受託研究、共同研究を各学科で取りまとめ全学的な基礎資料を作成する。
- c 外部資金獲得のため支援体制を検討する。

- 2) その他自己収入の獲得
 - a 授業料、検定料、入学料は、国立大学法人の額を考慮し改訂を検討する。
 - b 公開講座講習料等の額については、適正な負担を求める。
 - c 授業料等の滞納者には随時、定期的に催告を行なう。
- 3 資産の適正管理及び有効活用に関する目標を達成するための措置
 - 1) 資産の適正管理
 - a 授業料等学生納付金や運営費交付金、研究資金等について、管理ルールを策定する。
 - b 大学の土地、施設、設備等の固定資産については、適正に維持管理する。
 - 2) 資産の有効活用
 - a 大学の土地、施設、設備等の使用料規程を策定する。

・教育研究及び組織運営の状況に関する自己点検・評価並びに当該状況に係る情報提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

 - 1 自己点検及び自己評価の充実に関する目標を達成するための措置
 - 1) 自己点検及び自己評価の実施

年度計画の実施状況について、評価委員会において点検、評価を実施する。
 - 2) 評価結果の活用
 - a 第三者評価による評価結果は大学のホームページ等で公開する。
 - b 評価結果は、自己点検評価の過程で活用し、また明らかになった問題点は、検討のうえ、来年度の改善計画に反映させる。
 - 2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置
 - a 情報公開規程及び個人情報保護規程等の適正な運用を図る。
 - b 情報システム委員会において、ホームページのリニューアル等を検討する。また、学報編集報委員会において、学報の充実を図り情報公開に努める。
 - c ホームページに「法人化情報」枠を設けて、法人関係情報をわかりやすく公開する。

・その他業務運営改善に関する重要事項に関する目標を達成するためにとるべき措置

 - 1 施設・設備の整備及び活用に関する目標を達成するための措置

施設整備における現状の整理及び調査を行なう。
 - 2 安全管理に関する目標を達成するための措置
 - a 職員安全衛生管理規程に基づき、衛生委員会のもとで実施する。
 - b 防災、防犯対策マニュアルを策定し、学生及び教職員に周知徹底するとともに、実施訓練、研修会等を実施する。
 - c 健康相談窓口及び苦情相談窓口を設置し、衛生委員会のもとで実施する。
 - d 日常的な点検を実施するとともに、春期休暇、夏期休暇、冬期休暇の終了後、学生の登校が始まる前に、総合的な点検を行ない、大学の施設、設備の危険箇所の早期発見及び安全性の維持に努める。

・ 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

・ 短期借入金の限度額

1 限度額 1億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることを想定する。

・ 余剰金の使途

決算において余剰金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

・ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

・ 新見市地方独立行政法人法施行規則（平成20年規則第16号）で定める事項

1 施設及び設備に関する計画

なし

（注）中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることがある。

2 中期目標の期間を越える債務負担

なし

3 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の使途

なし

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

別紙

1 予算（平成 21 年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	538,316
補助金等収入	55,750
自己収入	217,863
授業料、入学料等及び検定料収入	215,972
雑収入	1,891
受託研究等収入及び寄附金収入	13,298
計	825,227
支出	
業務費	714,970
教育研究経費	149,173
人件費	565,797
一般管理費	96,959
受託研究等経費及び寄附金事業費等	13,298
計	825,227

（運営費交付金の算定方法）

運営費交付金は、平成 20 年度交付額に効率化係数を乗じて、特殊要因額を追加した額である。

2 収支計画（平成 21 年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
費用の部	825,710
經常費用	825,710
業務費	727,533
教育研究経費	148,438
受託研究費等経費	13,298
役員人件費	25,609
教員人件費	437,237
職員人件費	102,951
一般管理費	96,959
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	1,218
臨時損失	0
収入の部	825,710
經常収益	825,710
運営費交付金収益	537,581
補助金等収益	55,750
授業料収益	148,122
入学料等収益	55,690
検定料収益	12,160
受託研究等収益	13,298
寄附金収益	0
財務収益	0
雑益	1,891
資産見返運営費交付金等戻入	203
資産見返物品受贈額戻入	1,015
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

3 資金計画（平成21年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
資金支出	828,027
業務活動による支出	824,492
投資活動による支出	735
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	2,800
資金収入	828,027
業務活動による収入	825,227
運営費交付金による収入	538,316
授業料、入学金等及び検定料による収入	215,972
受託研究等収入	13,298
補助金収入	55,750
寄附金収入	0
その他の収入	1,891
投資活動による収入	0
施設費による収入	0
その他収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	2,800